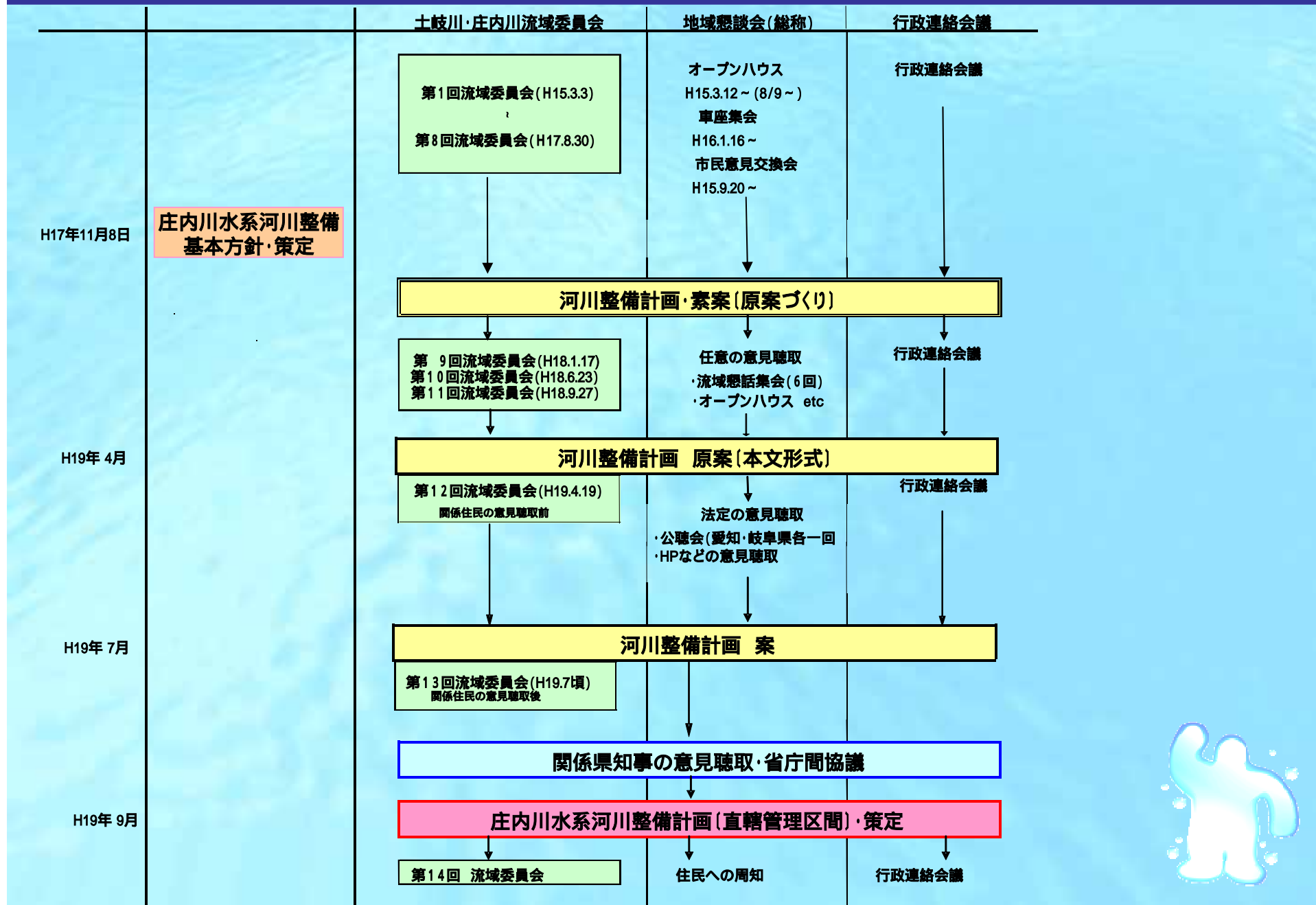


議 事

(5) 今後の進め方



河川整備計画策定に向けたスケジュール



関係住民等からの意見聴取方法

【河川法に基づく手続き】

庄内川水系河川整備計画の原案に対する 関係住民等からの意見聴取について

河川法第16条の2（河川整備計画）

第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

第4項

河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。



河川法に基づく関係住民等からの意見聴取方法

目的

河川整備計画の策定にあたり、原案の段階にて、流域住民の意見を聴取し、

- 流域住民の質問に答えること。
- 考慮すべき意見については河川整備計画に反映することによって、次の効果を期するものである。
 - ・ 計画の円滑かつ効率的な策定
 - ・ 地域の意向の河川整備計画への反映

意見聴取方法

以下の4つの方法を予定

公聴会(愛知県、岐阜県で各1回、計2回の開催を想定)

ホームページ(庄内川河川事務所HP)

「整備計画(原案)」の縦覧(沿川市町等)

ご意見ハガキ(コレカラプロジェクトレポートVol.3に添付)

河川法に基づく関係住民等からの意見聴取方法

各意見聴取方法の概要

意見聴取実施のPRが肝要

	内 容	準備等
公聴会	傍聴人がいる中で、公述人から意見等を頂き、河川管理者が回答を行う	<ul style="list-style-type: none"> 公述の希望者募集 公述人の事前選定
ホームページ	事務所HPへ原案公開し、一定様式に基づき、HP・FAX・電子メールにて意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> HPの環境設定
縦覧	流域内の国交省施設及び市町村の役場等に縦覧および意見ハガキを設置する	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧ブースの設置
ご意見ハガキ	コレカラプロジェクトVol.3にご意見ハガキを添付し、意見聴取する	<ul style="list-style-type: none"> 料金受取人払のハガキ添付

結果の公表について

関係住民からの意見・質問に関する回答や河川整備計画(原案)への反映状況については、以下の手段を通じて広く公表することを予定

土岐川庄内川流域委員会

土岐川庄内川流域委員会通信

庄内川河川事務所ホームページ

コレカラボイス その4

など

第13回流域委員会について

河川法に基づく意見聴取結果に
ついて
河川整備計画（案）について